

首里城復興基本計画策定支援業務 企画提案仕様書

1. 業務名称 首里城復興基本計画策定支援業務

2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、首里城復興を推進するために基本方針に基づき、具体的な施策等を示す基本計画の策定に係る支援を目的とする。

なお、基本計画の策定にあたっては、有識者の意見を聴取するための懇談会や県民等に直接情報を発信するシンポジウムを開催することとする。

また、基本方針の項目の一つである、【「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進】に向け、古都首里のまちづくりの方向性を示した「首里杜構想」の見直しのための基礎調査を行う。

さらに、【琉球文化のルネサンス】に向け、沖縄県の文化の諸施策に係る基礎調査を行う。

4. 業務内容

(1) 有識者懇談会・部会の運営支援

基本計画の検討のための有識者懇談会（3回）、部会（3回）の運営支援として、以下の事項を行う。なお、会議に発生する委員報酬は委託料に含むものとする。

有識者懇談会は本会が3回、委員は8人、部会は2部会でそれぞれ3回、委員は各5人を想定。

- ① 会場設定、委員等との開催日時の調整、案内
- ② 会議資料の作成、印刷
- ③ 会場準備、受付等運営
- ④ 議事録の作成、委員への報酬の支払い

(2) シンポジウムの開催支援

シンポジウム開催の支援として以下の事項を行う。

- ① 広報の作成
- ② 会場準備、受付等運営
- ③ アンケートの作成、実施、集計

(3) 「首里杜構想」見直しに向けた基礎調査、検討

「新・首里杜構想」策定に向けた基礎調査として以下の項目を行う。なお、施策検討にあたっては、県庁内の検討グループの検討内容を盛り込むこと。

- ① 首里城周辺におけるまちづくりや文化にかかる諸施策や事業の進捗の把握
 - ② 首里城周辺の観光・交通の動向の分析（火災前）及び課題整理
 - ③ 「新・首里杜構想」の策定に向けた方向性の検討（目標年、構想範囲、体制）
 - ④ 歴史まちづくりの推進にかかる短期、重点施策の検討
- (4) 琉球文化ルネサンスの推進に向けた基礎調査、検討
- 基礎調査として以下の項目を行う。なお、施策検討にあたっては、県庁内の検討グループの検討内容を盛り込むこと。
- ① 沖縄県の文化にかかる諸施策や事業の進捗の把握
 - ② 上記諸施策や事業進捗の分析及び課題整理
 - ③ 琉球文化ルネサンスの推進に向けた方向性の検討
 - ④ 琉球文化ルネサンスの推進にかかる短期、重点施策の検討
- (5) 基本計画の策定支援
- 「首里城復興基本方針」を踏まえ、「首里城復興基本計画」の策定を支援する。計画作成にあたっては、県庁内検討グループ、有識者懇談会・部会で議論した結果を反映させることとする。
- ① 方針毎の課題の分析
 - ② 計画条件の検討（目標年、計画範囲、体制）
 - ③ 施策・事業メニューの抽出、整理
 - ④ 基本計画（案）のとりまとめ
 - ⑤ 基本計画のとりまとめ

5. 打合せ等

- (1) 委託業務の進捗状況や委託業務案内等に関する打ち合わせを必要に応じて実施すること。
- (2) 報告及び打ち合わせには、本委託業務を管理する立場の者と担当者が参加すること。

6. 成果品

業務の成果として、以下を提出することとする。

- (1) 報告書
- (2) 成果のデジタル版
- (3) パンフレット（A4、8ページ、1000部）

7. 業務の再委託についての留意事項

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を

第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の 50% を超える業務
- ② 民間活力を導入した場合の事業スキームの検討

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委託し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① シンポジウム広報チラシの構成及び印刷
- ② 計画、パンフレットの構成及び印刷
- ③ その他再委託によって、合理的、効率的に業務を遂行することが可能な場合

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本

8. その他

- (1) 本業務の完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。
- (2) 本業務の成果品は、全て県の管理及び帰属とする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、及び本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議の上、決定するものとする。